

7/13(木)ヒアリングを踏まえた RFS 保安規定変更認可申請書の変更案

7/13(木)ヒアリングを踏まえ、令和5年5月23日に補正した保安規定変更認可申請書について、下記のとおり変更する。

- (1) 保安規定の記載が組織改編後の組織体系であることを明確にするため、第6条第1項(14)、(15)、(18)、第12条及び添付1実施基準4.2(3)、4.4(7)を下記のとおり変更する。

(保安に関する職務)

第6条

- (14) 保全グループは、使用済燃料の受入施設、計測制御系統施設、電気設備、通信連絡設備及び放射線管理施設の施設管理に関する業務を行う。
- (15) 貯蔵グループは、使用済燃料貯蔵施設の監視及び貯蔵管理、並びに金属キャスクの貯蔵管理及び搬出に係る取扱いに関する業務を行う。
- (18) キャスク保全グループは、使用済燃料貯蔵設備本体の施設管理、並びに金属キャスクの施設管理及び搬入に係る取扱いに関する業務を行う。

(使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱いを行う者の確保)

- 第12条 キャスク保全GM及び貯蔵GM（以下「キャスク取扱GM」という。）は、使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱いに必要な知識を有すると認めた者を確保し、これらの者から必要な人数をそろえ、使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱いを行わせる。
2. キャスク取扱GMは、前項の認定を行う場合は、あらかじめ認定の基準を定める。
3. キャスク取扱GMは、訓練のために金属キャスクの取扱いを行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、金属キャスクの取扱いを行う者の監督の下でこれを守らせる。

添付1 火災、火山影響等、その他自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準

4. 津波

4. 2 教育訓練の実施

- (3) キャスク保全GM及び土木・建築GMは、それぞれのグループ員に対して、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能の回復に関する教育訓練を実施する。

4. 4 手順書の整備

(7) 使用済燃料を収納した金属キャスクの搬出

- a) キャスク保全GMは、津波の襲来により使用済燃料を収納した金属キャスクが損傷し、使用済燃料貯蔵施設外へ搬出する場合は、必要な措置を実施する。
- b) 貯蔵GMは、必要な措置を実施した使用済燃料を収納した金属キャスクについて搬出までの間、適切に保管する。

(2) 「汚染のおそれのない管理区域」に対応した内容であることを明確にするため、7/13(木)ヒアリング資料での変更案 第40条(放射性廃棄物ではない廃棄物の管理)を下記の通り変更する。

(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)

第40条 環境・放射線管理GMは、汚染のおそれのない管理区域内において設置された資材等又は使用した物品を、「放射性廃棄物でない廃棄物」として廃棄又は資源として有効利用する場合に必要な以下の事項を定める。

- (1) 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断をしようとする対象物の範囲
 - (2) 使用履歴、設置状況の記録等による「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断方法
 - (3) 「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断したものと、それ以外のものとの混在防止措置
2. 各GMは、汚染のおそれのない管理区域内において設置された資材等又は使用した物品を、「放射性廃棄物でない廃棄物」として廃棄又は資源として有効利用する場合は、第1項で定めた事項に基づき実施する。

以 上